

令和8年度日野市いじめ問題対策連絡協議会 議事録

1 概要

日 時	令和8年7月9日（木曜） 午後3時45分 から 4時45分 まで
場 所	日野市役所本庁舎5階 505会議室
出 席	（委員）出牛委員、園尾委員、木村委員、諸星委員、山岸委員、長谷川委員、横川委員 中田委員、宇田川委員、村田委員、高原委員、石川委員、福田委員、仙波委員 中平委員、藤井委員、滝瀬委員、田辺委員
事 務 局	白石教育長、前田統括指導主事、高橋教育施策担当課長、外山指導主事、河住教育指導課 指導係長、小松教育指導課指導係主任
開 催 形 態	公開（傍聴者0名）
議 事	(1) 日野市いじめ問題対策連絡協議会について (2) 日野市におけるいじめの現状、いじめの防止等のための基本方針について (3) 日野市におけるいじめ防止等の取組状況について (4) いじめ問題等に係る各機関・団体の取組について
記 録 作 成	（教育指導課）河住

2 要点録

1 開会

○ 宇田川委員(教育指導担当部長)

- ・令和8年4月制定の「日野市いじめ防止対策推進条例」に基づき、いじめ防止に関する機関・団体の連携強化を目的として本連絡協議会を設置。本日が第1回開催。

2 挨拶

○ 白石教育長

- ・いじめ認知は市立小・中学校合計で約1,000件。小さな事象も積極認知し、早期対応する運用の定着が背景。いじめは年々増加傾向で、複雑化・多様化し、学校のみでの解決は困難。関係機関・家庭・地域と協力し子供を守っていききたい。

○ 宇田川委員(教育指導担当部長)

- ・委員及び事務局紹介

3 議事

(1) 日野市いじめ問題対策連絡協議会について

○ 事務局

- ・所掌事項は規則第3条に列举。規則第5条より、委員任期1年、年1回開催予定。
- ・委嘱・任命は、今年度までは子ども家庭支援ネットワーク代表者会議の委嘱者から選任。来年度より各団体からの推薦者を委嘱・任命へ移行。依頼は代表者会議案内と併せて送付。

- ・会議録は開催日時・場所・出席者・内容・発言者名を記載した要約筆記で作成し、会長により内容確認後、市ホームページで公開。

■ 会長(中田委員)

- ・質疑応答を受け付け。

(2) 日野市におけるいじめの現状、いじめの防止等のための基本方針について

○ 事務局

- ・【資料 4】 認知件数（棒）と解消率（折れ線）の推移を説明。令和元～4 年度の認知件数の増は、いじめの積極認知・早期対応の定着によるものと捉える。
- ・令和 7 年度の状況：小学校は認知 939 件（前年度 916 件）、中学校は 171 件（前年度 209 件）。
- ・いじめの解消率：小学校 66%→73%、中学校 75%→84%へ上昇。引き続き各校の対策・未然防止の取組を依頼し、個別事案を支援していく。
- ・条例制定を受け、市の基本的考え方・取組を整理し、パブリックコメントを踏まえ令和 8 年 6 月 29 日に「日野市いじめ防止基本方針」を改定【資料 5】。現在、各市立学校には、市方針との整合を図りつつ「学校いじめ防止基本方針」の改定を依頼している。

■ 会長(中田委員)

- ・質疑応答を受け付け。

(3) 日野市におけるいじめ防止等の取り組みについて

■ 仙波委員

- ・日常的な働きかけの積み重ねが重要。多様性受容の不足や「正論」の衝突が要因になりやすい。
- ・探究活動を中心に、多様な人と対話する機会を意図的に設定。会話ルール（相手を見て否定せず聴く等）を徹底。少しずつ生徒の変容は見られる。
- ・学年・教員の指導力差が課題。学校全体で差を縮める取組を進める。
- ・生徒や保護者の中でも、いじめの定義の理解にずれが生じがち。生徒・保護者の理解促進に向けた前向きな取組を行う。

■ 石川委員

- ・「いじめが起きない学校」づくりを目標に、職員室の意識改革から着手。市基本方針「いじめを許さない学校づくり」を肝として学校方針を改訂・周知。
- ・授業改善で自己肯定感を高める（「わかった」「役に立った」「発言が誰かのためになった」の小さな成功体験の積み重ね）。学級内の活躍機会の確保、異学年交流を意図的実施。
- ・年 3 回のふれあい月間（アンケート）を行うが、日々の授業と教員・児童の関係づくりを最重視。

■ 福田委員

- ・相手を思いやる行動、気持ちの伝達・受容の不足を課題と捉え、国語・道徳等で「思いを伝える、受け取る」力を育成。学級の良い実践を校内掲示で可視化し相互学習。担任・副担任の複数体制で日常観察を強化。
- ・コミュニティスクールとしての地域連携を図る。駐在・校友会など地域の見守りを活用。挨拶・交流を通じ、困った時に「見てくれる・話せる」環境を整える。

■ 高原委員

- ・発達・教育支援センター「エール」：0～18歳の発達面、行動面、学校生活面の相談支援。令和7年度利用2,171名（増加）。心理相談1,273名（就学前幼児相談と就学後教育相談は概ね半々）。
- ・教育相談の主訴は不登校が最多、次いで発達障害、学業不振。いじめ等は655名中36名（小学校1-3年：15人、小学校4-6年：15人、中学校：6人）。
- ・市配置スクールカウンセラーが都派遣を補完し、面接や学校観察で心理的ケア。不登校等の未然防止に効果。
- ・子どものこころ電話相談：16件（いじめ2件、その他は不登校・学業不振）。
- ・スクールソーシャルワーカー（7名）：令和7年度219件対応（複数要因重複）。不登校66%、家庭環境56%、発達障害35%、いじめ1件対応。令和7年度不登校児童生徒暫定数614名の約20%に関与。
- ・スクールソーシャルワーカー支援の到達状況：解決・改善35%、好転9.1%、継続支援58%。主訴の丁寧な聴取と関係機関連携を継続。

■ 滝瀬委員

- ・【資料6】令和8年度「子どもの権利」に関する周知・啓発に関する令和8年度取組7点。
 - ①市立小・中学校での周知：リーフレット配布、校内掲示、学習者用端末からのアクセス周知（ブックマーク登録は教委と連携）。
 - ②保護者・子どもへのメッセージ：保護者向け情報発信システムc4th活用して配信し、家庭内の意識啓発。
 - ③講演会：台風延期分を10月18日に弁護士を講師に迎えて開催（市HPなどで周知）。
 - ④パネル展示：みらいく・七生支所（みらいくは1日延長）。
 - ⑤子ども条例の日の周知：市広報・市LINEで発信。
 - ⑥子どもの権利関連図書の展示：多摩平・百草図書館で7月1日から1カ月間。
 - ⑦子どもオンブズパーソンの児童館等訪問を新規実施。
- ・子ども条例は「生きる・育つ・守り守られる・参加する」権利を明記。いじめ防止対策と連携し、未然防止・早期発見・対応を地域全体で推進。

■ 藤井委員

- ・【資料7】開始2年となる子どもなんでも相談。令和7年度は実人数269名（新規239名）、延べ1,229件。
- ・相談者内訳：子ども84人（小学生51人・中学生24人・高校生9人）、大人176人、他機関9人。小学校高学年～中学生の相談が多く、高校では減少。長期休暇中は減り、新学期開始後に増加傾向。
- ・初回の相談経路：子どもは学習者用端末・QRが78%を占める。大人は電話が最多、次いで来所・QR。自宅持ち帰り可の学習者用端末からは夜間・休日の相談も。
- ・小学校4年生を対象とした出前授業では、虐待相談の導線も周知。
- ・相談内容：子どもからの相談は、学校の悩み、対人関係が多。いじめ相当9件は教育委員会・学校・関係機関・子どもオンブズへ共有。大人からの相談は子育て全般で、保護者自身の悩みが背景にある場合も。

■ 田辺委員

- ・ロビーワーク（挨拶・雑談等のコミュニケーション）を徹底し、子どものサインを拾う取組み。SOSを見逃さないようにしている。
- ・子ども同士のけんか等の背景は本人や周辺に話を聴き把握。必要に応じ学校に直接連絡・訪問。学校や保護者に言いづらい場合は「子どもなんでも相談」など適切な機関へ接続。

■ 中平委員

- ・子どもオンブズパーソンは、子ども条例・子どもオンブズパーソン条例に基づく独立第三者機関。いじめ重大事態の調査委員会（事実解明）とは異なり、権利擁護の立場から学校・教委・行政の対応の最善性・適正性を客観的に見守る。
- ・学校現場と対立せず、建設的な話し合いで解決を目指す。令和6年5月創設。現任は大学教員と弁護士の2名で、それぞれ独立して職務。
- ・令和7年度の新規相談14件、延べ対応40回。相談者は子ども3人、保護者5人、学校関係者1人、他機関4人。対象は小学生8人・中学生4人・高校生相当2人。主題は学校対応6件、家庭問題6件、不登校1件、友人関係1件。
- ・救済申立1件は学校面談同席・保護者調整等で解決に導いた。
- ・課題は相談導線（現状は月4回相談日）と独立性と情報共有の両立。教育委員会と連携し、権利に関する出張授業を試行予定。

■ 会長(中田委員)

- ・質疑応答を受け付け。

■ 木村委員

- ・スクールロイヤー制度の有無・活用の質問。

○ 事務局

- ・導入済み。弁護士2名体制。相談毎に概要共有の上、メール助言や学校で直接相談を実施。いじめに限らず学校トラブル全般に活用。

(4) いじめ問題等に係る各機関・団体の取組について

■ 園尾委員

- ・都教委はいじめ防止対策推進条例・基本方針に基づく施策を推進。
- ・児童相談所の「子供権利擁護専門相談事業」は、いじめ・体罰・虐待等の権利侵害を受け付ける仕組み。フリーダイヤルで平日夜9時まで、土日祝日も対応。必要に応じ弁護士等が事実確認や機関連携を調整。行政から一定の距離を保つ第三者的支援が特徴。電話中心は子どもの初回相談にはそぐわない面もあるが、子ども本人が直接相談できる体制を維持。

■ 会長(中田委員)

- ・各議題で質疑応答を実施。

4 閉会

○ 事務局

- ・次回の開催は子ども家庭支援ネットワーク代表者会議に合わせて実施予定。詳細は代表者会議と併せて案内。